二輪車車両区分見直しに係る道路交通法施行規則改正について

検討の背景

大気環境保護と国際基準調和の観点から2025年(令和7年)11月以降に製作される総排気量50cc以下で設計最高速度が50km/hを超える原付に対して、新たな排ガス規制が適用開始

規制をクリアする原付の開発は困難、かつ、開発費用に見合う事業性の見通しが立たず、今後、取得が容易な原付免許で運転できる総排気量50cc以下の現行区分に該当する原付の国内での生産・販売の継続が困難

走行評価等の結果

令和5年に警察庁において、総排気量125cc以下の二輪車の「最高出力」を現行原付と同等レベルの4kW以下に制御した二輪車(新基準原付)を原付免許で運転することについて、その安全性や運転の容易性等に問題がないかどうかを、車両の走行評価や関係者からのヒアリングを行うなどして検討。

➡ その結果、新基準原付の運転特性は、現行原付とほぼ同等と評価可能

改正の内容

走行評価等の結論を踏まえ、構造上出すことができる最高出力を4kW以下に制御した総排気量125cc以下の二輪車を、現在は総排気量50cc以下とされている一般原動機付自転車に新たに区分する

125cc以下＋最高出力を4kW以下に制御　＝　50cc以下の一般原付とする

総排気量(内燃機関)　50cc　125cc　400cc

道路交通法	一般原動機付自転車(原付免許)	(小型限定普通二輪免許)	普通自動二輪車 (普通二輪免許)	大型自動二輪車 (大型二輪免許)
道路運送車両法	第一種原動機付自転車	第二種原動機付自転車		

国土交通省も同時に省令改正し一種原付を見直し

スケジュール

令和7年　4月1日　施行　　11月　新排ガス規制適用　(従来の原付の生産不可、新基準原付に移行)